

No.	質問項目	該当箇所	質問内容	回答
1	支払時期	公募要項 P2 2(5)②	都からの負担金の入金はいつ頃になりますか。5月末日以前の入金の可能性はありますか。	都は、本事業の実施に要する経費について、事業実施期間中に設備単位で確認できた経費のみ、実施事業者に対し、協定で定める額の範囲内かつ公募要項2(5)③に掲げる都の予算額を上限として、当該年度に要した経費を適法な請求書を受理次第速やかに支払います。よって、5月末日以前の入金の可能性があります。（令和7年6月30日に公表した公募要項を同年7月10日に修正しております）
2	マイクログリッド要件	公募要項 P1 2(3)①オ	「マイクログリッドとしての先進的な取組みを含むもの（マイクログリッドに組み込むことに対する先進性を有していればよく）」とありますが、マイクログリッドに組み込む「建物や施設群」に対する先進性との理解で良いでしょうか。また、先進性とは、東京都内での先進性なのか、国内での先進性なのか、どちらを意味するのでしょうか。	マイクログリッドとしての機能（電源確保の手法や設備・他施設や地域内への平常時又は非常時の電力融通の方法・再エネ発電設備やエネルギー貯留設備の活用方法・EMS導入手法等）の先進性を指します。よって、導入設備や技術自体への先進性である必要がない一方で、これらの機能の先進性が認められない場合、マイクログリッドに組み込まれる建物・施設群が先進的なものであるだけでは、本事業における先進性を有していると判断できない場合があります。また、国内での先進性の有無にかかわらず、都内におけるマイクログリッドとしての先進性が認められる場合は（単に都内になっただけでなく、何らかの課題等により都内では実施困難だったものについて、一定の取組等により導入可能となるケース等を想定）、評価の対象となります。
3	マイクログリッド要件	公募要項 P2 2(3)①カ	「当該地域において再生可能エネルギーの最適な面的融通を行うもの（当該地域外からの再生可能エネルギーの調達・融通は制限しない）」とありますが、当該地域外から再生可能エネルギーを調達・融通し、エネルギーマネジメントするエネルギー地産地消のイメージについて、もし可能ならば、例示もしくはもう少し詳細にご説明して頂くことはできませんでしょうか。	平常時において、当該地域外（都外含む）に設置したメガソーラーから再エネ電力を引き込み、その電力をマイクログリッドを構成する建物間で最適な分配を行う場合等を想定しています。
4	マイクログリッド要件	公募要項 P2 2(3)①キ	「事業実施場所や当該地域を含む自治体等における当該マイクログリッドの形成に係る合意形成がなされているもの」とありますが、まちづくり計画、都市計画等により自治体等がマイクログリッド形成に関して合意していれば良いとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	マイクログリッド要件	公募要項 P2 2(3)①ク	「再エネ導入効果におけるポテンシャルの高い地域」とありますが、「再エネ導入効果におけるポテンシャルが高い」とは、再エネ導入ポテンシャルが高いだけでなく、その再エネ発電量利用率（ポテンシャル）が高いとの理解で良いでしょうか。	遊休地等の、現時点で未利用の土地等における導入ポテンシャルのほか、既に設置済みの再エネ発電設備のうち、これから形成するマイクログリッドに組み込む余力のある発電設備がどれだけあるかという趣旨です。再エネ導入による地域マイクログリッドとしての一定の機能向上が見込まれる地域であれば要件充足とみなします。
6	効果検証結果・広報	公募要項 P3 2(3)③（ア）	「都ホームページでの公開に向け、事業効果検証の結果等を分かりやすくまとめた資料を作成」とありますが、どの程度のボリュームを想定されていますでしょうか。	具体的には、取組内容に応じて都と協議のうえ作成することとなりますが、関連事業「南大沢地区における再エネ由来水素を活用したVPPモデル事業」のリーフレットを本事業のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください（構成等がこれに沿う必要はありません。）。
7	事業成果物	公募要項 P3 2(3)③（イ）	令和7年度以降の各年度事業分についての事業成果物の提出は、どのようなものを、どの程度のボリュームと想定されていますでしょうか。	提案に基づき実施した内容とその結果・運用状況等を報告いただく想定です。
8	本補助事業以外の補助事業活用	公募要項 P4 2(5)①	都、国または他自治体等の補助事業の活用は、当該補助事業の採択可否が不確定な中で事業経費の資金調達先として計上することは難しいと考えており、本補助事業の中で経費として計上しようと考えておりますが、たとえば、本補助事業に設備経費として計上した後に、令和8年度に都または国の補助事業に採択され、当該設備経費が本補助事業の都の負担経費対象外となった場合、その減額分を他の新たな設備取得費用に充当することは可能でしょうか。もしくは、令和8年度以降の都または国の補助事業採択を前提とした提案は可能でしょうか。	都・国又は他自治体等の補助事業があり、導入予定の設備等が当該補助事業で定める要件に合致する場合、当該補助事業への申請・採択いかにかわらず、本事業において都が負担する経費としての計上はできません（当該補助事業の要件に合致しない場合は本事業の都負担経費に計上可能です。）。
9	都の費用負担	公募要項 P4 2(5)③	都の負担額の上限金額は、税抜き補助対象経費の5分の4が448,800,000円との理解で良いでしょうか。	都の経費負担の対象となる設備等の、対象経費（税抜）の5分の4が、都の負担額の上限金額448,800,000円となります。なお、本事業における当該都の負担金は、協定に基づき都が負担する経費であり、実施事業者に対するいわゆる「補助金」ではありません（補助対象経費ではありません。）。
10	応募者要件	公募要項 P4 3(2)	マイクログリッド事業運営を行う主体として特別目的会社を設立しようとする場合、応募者が出資はするものの、応募者＝事業運営者とならない場合も想定されますが、必ず応募者＝事業運営者でなければならないでしょうか。	応募者＝事業運営者である必要はありませんが、特別目的会社の各構成会社における応募者・事業運営者の役割・関係性について、提出資料により確認できる必要があります（公募要項4(2)④以降について、全ての構成員分の提出が必要となります）。また応募者でなくても関係者として都の依頼等にご協力いただく場合があります。
11	免責事項	公募要項 P9 8	都の免責事項として掲げてある事項以外に、電気事業法等の法令改正等により事業環境に大きな変化があった場合、事業期間の延長等は協議に応じて頂けるのでしょうか。	協定締結時に協議の上で定めます。

12	事業経費	公募要項 P11 別表1	本事業の実施に要する経費のうち都が負担する経費として、別表1に掲げられている種目以外に、設置した設備及びマイクログリッドの効果検証、広報・PR等に関する人件費は、補助事業経費対象として認めて頂けないのでしょうか。	調査費として計上された効果検証の経費等を除き、いずれも、都の経費負担の対象経費としては認められません。
13	マイクログリッド 定義	公募要項別紙 1	「提案するマイクログリッド対象区域全体での解列は必須要件としない」とありますが、複数建物等で構成するマイクログリッド対象区域全体での解列は必須ではないが、一部の対象区域の解列は必須との理解で良いのでしょうか。	一部の対象区域についても解列は必須ではありません。非常時における系統断絶時等において、マイクログリッド域内の電力確保や事業継続がどの程度保たれるかにより判断・評価します。
14	提案書	公募要項様式 2	提案書は最大何頁まで作成可能でしょうか。	様式2で定める、各項目1ページでの「提案書概要版」を除き、提案書全体のページ数に制限はありません。適宜箇条書きにするなど読みやすさについてもご配慮ください。
15	要件	公募要項2 (3) ①	要件ウ：地域活性化は自治体の合意が求められるか	地域活性化自体に対する自治体の合意は必須要件ではありません。合意にかかるエビデンスについても指定はありません。
16	要件	公募要項2 (3) ①	要件エ：普及啓発の方法の指定はあるか（見学施設、常設展示、見学会受け入れなど）	指定はありませんが、より多くの媒体・手段で発信する提案など、普及啓発として効果的なものを評価します。
17	要件	公募要項2 (3) ①	要件カ：自社建物群のグリッドを使った自己託送やPPAで要件を満たすか、自営線接続や一括受電は求められるか	自社建物群のグリッドを用いた自己託送やPPAが含まれるマイクログリッドも可とします。自営線接続や一括受電であることは必須要件ではありません。
18	要件	公募要項2 (3) ①	要件キ：合意形成の具体的内容は何か、2(4)②の「周辺の自治体等への地区計画・マスタープラン等への本事業の記載」が具体的な内容か	質問4をご参照ください。
19	要件	公募要項2 (3) ①	マイクログリッドの定義：定義は手引の「平常時は下位系統の潮流を把握し、災害等による大規模停電時には自立して電力を供給できるエネルギーシステム」との考えで合っているか	お見込みのとおりです。非常時には構築した範囲で自立して、エネルギーの供給を行ってください（要項別紙2をご参照ください。）。
20	広報・事業成果	公募要項2 (3) ③	(ア)：設備稼働前の効果表現はどのように考えているか。	設備稼働前に測定不能なものについての定量的な事業成果は求めませんが、調査結果などを踏まえたシミュレーション等を想定しています。
21	広報・事業成果	公募要項2 (3) ③	(ウ)：本事業補助対象外の内容も公開の対象となるのか	本事業における都の経費負担の対象外となる設備等であっても、提案するマイクログリッドとして構成される設備については、マイクログリッドを構成する設備としての一定の機能や効果が確認可能な形で公表対象となることを想定しています。
22	役割分担	公募要項2 (4) ②	都側役割の(ウ)と事業者の(カ)の広報及びPRについては都側の実施内容はどの範囲の想定としておけばいいか	都ホームページ等での本事業の取組内容の公表のほか、エネルギー関連施策の一環としての本事業の取組紹介等が想定されます。
23	役割分担	公募要項2 (4) ②	事業者側(オ)地元調整に記載の「周辺自治体等への地区計画・マスタープラン等への本事業の記載」は必須事項なのか、自治体の合意形成としての指定項目か	必須ではありません。本事業の実施について客観的に同意が得られていることが分かれば問題ありません。
24	都の費用負担	公募要項2 (5)	本事業の負担対象外の設備に対して要件や協定の及ぶ範囲について	提案するマイクログリッドの構築に当たり必要な構成要素となる設備等については、当該マイクログリッドの運用・効果検証等に当たり本事業にかかる協定・要件等の対象となります。一方で、他の補助金等を活用して導入した経費である場合、当該補助制度等に定める要件や規定等がある場合は当該要件や規定等が優先されます。
25	都の費用負担	公募要項2 (5)	維持管理費用、運営費用は含められないか	マイクログリッド及び導入設備等の維持管理費用・運営費用等は、本事業における都の経費負担の対象として認められません。
26	提案資料作成	公募要項4 (3)	項目8、9の事業実施計画や項目10の費用は、補助申請をする設備を対象としたものか、補助対象外も含めた事業全体となるか。マイクログリッド事業に直接寄与しない部分は除外できるか	本事業における都の経費負担の対象外となる設備等についても、マイクログリッドの構成・運営上必要なものは、項目8～10に限らず記載する必要があります。項目10については本事業のものとそれ以外で分けてご記載ください。
27	提案資料作成	公募要項4 (3)	項目8、9の事業実施計画や項目10の費用は採択後に設計、見積りというプロセスを経るので、採択後に修正が発生する仮のもので問題ないか、見積りの精度はどの程度が求められるか	都の費用負担（上限額）は、協定に基づきその額が決定されます。当該協定は提案書の内容を踏まえて締結します。
28	都の費用負担	公募要項4 (3)	年度毎に交付申請などの申請手続きを行う手続きとなるか	本事業において都が負担する経費は、協定に基づく都の費用負担であり、実施事業者に対する補助金ではないことから、交付申請や補助金交付等の手続は発生しません。協定に基づき、当該年度に発生した経費について実施事業者の報告・請求に基づき、都が経費を一部負担します。
29	審査項目	公募要項別表 2	2③ 地方自治体の都市計画・まちづくり計画とマイクログリッドの整合とはどのような内容が求められるか	マイクログリッドを構築する地域・自治体において、地域の電力融通・非常時や平常時の電力の利活用・強靱性確保・地域活性化その他に関する計画等がある場合、提案するマイクログリッドの構築に対する考え方が当該計画等により適合していることが評価されます。

30	審査項目	公募要項別表 2	4② マイクログリッドに地域全体の調整力が求められるのか（そのような連動性が求められるのか）	マイクログリッド域内における調整力は必須要件ではありませんが、調整力の有無やその機能等は評価対象とします。
31	審査項目	公募要項別表 2	5① 将来的な最適範囲拡大・マイクログリッド拡大とは将来的なエリアの拡張という意味か	マイクログリッドの構築範囲（エリア、構成員、構成機器、その他）の拡大・拡充という意味です。
32	審査項目	公募要項別表 2	審査項目に再エネ関連の記載はないが、再エネの導入量が審査に影響することはあるのか	マイクログリッドの構築範囲で必要な電源を確保できていれば問題ありません。なお、再エネの導入は再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に寄与するとの点において、評価対象となる可能性があります。
33	財産の管理及び処分	公募要項 7	（1）処分制限期間は協定で定めるとあるが事業終了後の継続利用を求められるのか。法定耐用年数を超えることは考えられるか。	協定締結時に定めます。なお、継続利用されるものを評価します。
34	その他	公募要項 2(3)②	南大沢を踏まえて実証に反映すべきことは何か	提案・構築するマイクログリッドが、都が提供する当該実証データを活用することで、より効果的・効率的に構築・運用できる場合には、その活用が図られることが期待されます。 （公募要項p 2 記載の2(3)②「地区における再エネ由来水素を活用したVPPモデル事業」を指しているものとして回答）
35	その他	公募要項 2(3)③(ア)	1～2年目に設置導入・実証が難しい場合、成果表現として何が求められるか。	質問20をご参照ください。